

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月17日（金）、第17回の委員会が開かれました。

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第56号）
  - ・宮腰国務大臣、大口厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・平将明君外2名（自民、立憲、公明）提出の修正案について、提出者平将明君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新）
  - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新）
  - ・平将明君外3名（自民、立憲、国民、公明）から提出された附帯決議案について、山内康一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新）  
（質疑者）太田昌孝君（公明）、初鹿明博君（立憲）、大河原雅子君（立憲）、大島敦君（国民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 太田昌孝君（公明）

- （1） 成年被後見人等の欠格条項の現状に係る問題点
- （2） 障害者の権利を可能な限り制限しないよう、本法律案により設けられる個別審査規定の解釈、適用及び運用に係る基準を省令、ガイドライン等によって示す必要性
- （3） 障害者雇用における合理的配慮の提供
  - ア 官公署が提供している合理的配慮
  - イ 警備員の採用に当たって提供されるべき合理的配慮
  - ウ 国が作成したガイドラインの有無及び改定の必要性
  - エ ガイドラインを民間の事業者にも普及させ、個別審査規定に基づいた降任、免職の場合にとるべきプロセス等の基準を示す必要性
  - オ 本人の障害が最も軽微な状態を基準とした雇用、免職、解雇等の判断を担保する仕組みの必要性
- （4） 成年後見人事務の意思決定支援に関する取組として、後見人の育成やガイドラインの作成を行う必要性
- （5） 高齢者に係る成年後見制度利用支援事業を自治体の必須事業とする必要性
- （6） 本法律案の範囲外となる政省令、通知、条例等において定められている欠格条項についての政府の対応方針

## 初鹿明博君（立憲）

- （1） 欠格条項の対象範囲を定める政省令の検討に当たりこれまで業務を適正に行っていた障害者が排除されないよう配慮する必要性
- （2） 今後の課題として「心身の故障」という文言を各規定から削る方向で検討を進める必要性
- （3） 本法律案の趣旨について各自治体の首長に対し周知を徹底する必要性

- (4) 成年後見制度利用促進法案審査時に参議院内閣委員会で付された附帯決議に対する対応
  - ア 成年後見制度の現状の問題点
  - イ アに対し必要な社会環境の整備
  - ウ イに対する政府の取組
- (5) 現在の成年後見制度と障害者権利条約第 12 条との関係についての政府の見解
- (6) 後見の代わりに自己決定権がある程度残っている保佐の利用を増やしていく必要性

#### 大河原雅子君（立憲）

- (1) 成年後見制度の利用者の内訳
- (2) 後見人の選任に関し専門家から親族にシフトする傾向についての分析
- (3) 親族後見人への支援に対する方策
- (4) 市民後見人が果たす役割及び今後の市民後見人の育成や活用に対する方策
- (5) 市民後見人の活動に対し専門家等による支援を拡大する計画の有無
- (6) 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用促進についての宮腰国務大臣の見解

#### 大島敦君（国民）

- (1) 税理士及び行政書士が専門職後見人の範疇かどうかの確認
- (2) 成年後見制度が介護保険制度の創設と同時に導入された背景
- (3) 本法律案で欠格条項を削除することにより生じる効果
- (4) 個別審査規定
  - ア 心身の故障により業務を適切に行うことができないとする判断基準
  - イ 定年退職がない医師について高齢となった時点で認知症の症状を判断する公的な仕組の有無
  - ウ 大多数を府省令で規定することにより行政の裁量が拡大し、特定の資格等から排除される者の範囲が拡大されるのはでないかという危惧
  - エ 各資格、職種、業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を、個別的、実質的な審査を行い判断することにより事務量が増加し、行政コストの増大へと繋がることへの危惧
  - オ 本規定に起因して人権侵害及び不当な差別を喚起しないかという危惧
- (5) 成年被後見人等が公務員、士業及び法人役員等に就く場合並びに営業許可を受けること等が可能となる場合の、行政の客体、顧客又は取引先に対する十分なサービスの提供又は維持の担保
- (6) 成年後見制度利用支援事業
  - ア 生活保護受給の成年被後見人が成年後見人の報酬を生活保護費の中から拠出している事例の認識
  - イ 経済困難者は本事業の利用支援を行うという理解で正しいかどうかの確認
  - ウ 本事業についての厚生労働省の取組
  - エ 後見人が親族の場合でも本事業を利用できるかどうかの確認
- (7) 成年後見人の報酬を生活保護費から拠出する場合は、生活保護費の加算対象とすべきとの提案についての今後の検討
- (8) 家庭裁判所が申立人からの申立により審判し選任する成年後見人制度の今後のあるべき姿
- (9) 市民後見人の報酬は、無報酬か又は実費弁償程度は行われているかの確認

#### 塩川鉄也君（共産）

- (1) 本法律案の成立により成年被後見人等が不当に差別されないようになることの確認
- (2) 本法律案を契機として公務における障害者の雇用機会を拡大させていくことについての宮腰国務大臣の見解

- (3) 成年後見制度利用促進法の附帯決議に基づく、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備等についての対処状況
- (4) 成年後見人に与えられた幅広い権限・裁量の見直しに係る制度改正を行う必要性
- (5) 士業後見人に幅広い裁量を与えられていることで本人や親族の意向が実現しないとの意見への対応
- (6) 親族が成年後見人となることが難しいとの意見への対応
- (7) 成年後見人の交代等を行うに当たっての本人のニーズや状況の変化等の把握方法
- (8) 成年後見制度利用に当たっての費用負担
  - ア 最高裁判所と専門職団体との議論において示された、成年後見人の報酬の在り方に関する意見
  - イ 費用負担の重さを訴える意見への対応
- (9) 市町村における成年後見制度利用支援事業の実績が限られている理由
- (10) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク
  - ア 同ネットワークづくりの意義及び役割
  - イ 成年後見制度利用促進基本計画における同ネットワークの中核機関の位置付け
  - ウ 中核機関の設置に向けた課題
- (11) 成年後見制度の利用促進に向けた予算措置及び人員配置に係る取組の方向性

**浦野靖人君（維新）**

- (1) 警備員の欠格条項の在り方
- (2) 本法律案を契機として他の欠格条項についても見直しを行う必要性